

進歩性判断モデルによる 近時の知財高裁裁判例の分析（Ⅱ）



みやび坂総合法律事務所
弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント 高橋 淳

I はじめに

本稿は、「進歩性判断モデルによる近時の知財高裁裁判例の分析」¹に引き続き、以下の進歩性判断モデルに従い、近時の知財高裁の裁判例を分析するものである。

ア 進歩性判断を容易性判断と想到性判断に区分する。

イ 容易性判断に際しては、以下の3つのステップ毎に検討する。

（ア）課題発見の容易性

（イ）主引例発明の選択の容易性

* この選択の容易性は、対象発明と主引例発明との課題の共通性又は構造機能の共通性がある場合に肯定される。

（ウ）主引例発明に対する副引例発明等の適用の容易性

* この適用の容易性判断においては、動機づけ基礎づけ事由と動機づけ阻害事由を総合考慮する。

* 動機づけ基礎づけ事由としては、以下のものがある。

（a）引用発明における示唆があること

（b）技術分野の関連性

（c）課題の共通性

（d）作用機能の共通性

ウ 対象発明が奏する効果が、対象発明の構成から予測される効果と対比して顕著である場合には、イの検討により容易性が肯定される場合であっても、進歩性を肯定する。

1 本誌2月号参照。